

総 括 調 査 票

調査事案名	(13) 史跡等買上			調査対象 予 算 額	令和5年度：10,002百万円 ほか (参考 令和6年度：10,002百万円)		
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	文化財保存事業費	調査主体	共同
組織	文化庁			目	史跡等購入費補助金	取りまとめ財務局	(九州財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

本事業は、文化財保護法に基づき指定された史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡等」という。）の適切な保存のため、地方公共団体が行う史跡等の公有化事業に対し、土地の買上げに要する経費の一部について補助を行うものである。

本事業は、①買上げは法律に基づき所有者に課される義務への補償として行われるため、本来は国が直接行うべきものであること、②こうした買上げは地方公共団体の財政事情の状況にかかわらず行われる必要があること、③買上げ後の土地の管理・整備に多額の経費を要することなどから、80%という高い補助率となっている。

なお、開発の切迫度や買上げ規模等に応じ、直接買上方式と先行取得償還方式の2つの方式により史跡等の買上げを実施している【図1】。

補助メニュー	概要
直接買上方式	比較的小規模の事業の場合に取得費等について補助を行う。文化財保護の観点から、史跡等指定地内の土地や住宅等の所有者が受ける土地利用制限に対する補償に代わるものとして、民有地の公有化を行う事業に要する経費を補助する。
先行取得償還方式	買上げ規模が大きく、かつ、開発等の切迫度から一括取得が適当な場合に地方債の発行により土地を取得し、その元利償還に要する償還金等について補助する（地方公共団体が先行取得の際に発行する地方債の10年償還に係る償還金等への補助）。

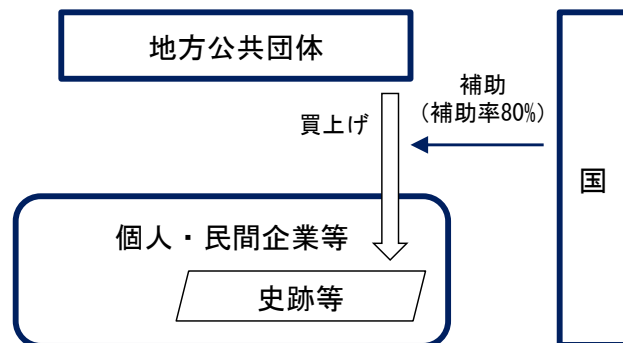
<補助対象経費>

土地購入経費、建物等物件購入経費、立木竹建物等移転補償経費 等

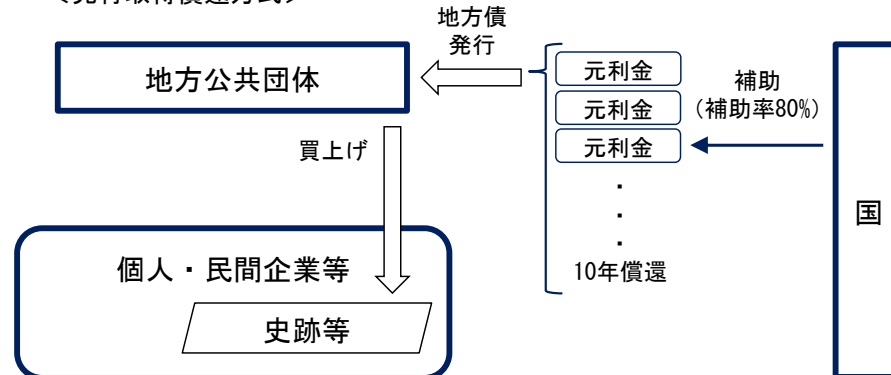
<補助率> 80%（上限なし）

【図1】事業スキーム

<直接買上方式>



<先行取得償還方式>



【参考1】公有化による整備の例



史跡安満（あま）遺跡（大阪府高槻市）

総 括 調 査 票

調査事案名 (13) 史跡等買上

②調査の視点

1. 史跡等の活用について

貴重な史跡等を国民共有の財産として適切に保存し、その後の整備・活用を図ることは、本事業の目的の一つであるが、公有化した史跡等について、適切に活用されているか。

【調査対象年度】
令和元年度～令和5年度

【調査対象先数（有効回答数）】
地方公共団体：233先

(2) 史跡等の活用方策について

本件調査において、公有化した史跡等を「活用している」と回答した135件について、より子細に分析すると、史跡等の周辺に他の文化財があるケースが120件であり、そのうち100件の史跡等が周遊ルートの設定や散策会の実施などにより、他の文化財と連携した活用を行っていることが確認できた【表1】。

また、建物の跡地など、現場には基礎部分等しか存在しない史跡等についても、VR等を用いて当時の姿を可視化するなど、有効に活用している事例がみられた。

【参考3】

史跡等は、その性質上活用が難しいものもあるが、優良事例等を周知することで、公有化後の史跡等の活用が促進される可能性がある。

③調査結果及びその分析

1. 史跡等の活用について

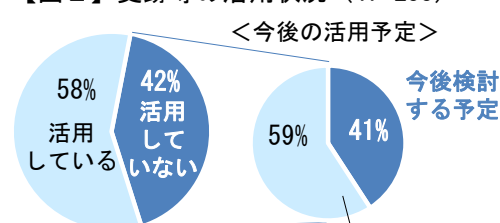
(1) 史跡等の活用状況について

本事業により公有化した史跡等の活用状況等について、事業主体である地方公共団体を対象に書面調査（以下「本件調査」という。）を実施したところ、42%（98件）の史跡等については、「活用していない」との回答があった。さらに、「活用していない」と回答のあった史跡等のうち、41%（40件）が活用方策は「今後検討する予定」であると回答しており、公有化後の活用方策について、事前に検討することなく買上げを行っている事例が散見されている【図2】。

実際に、一部の史跡等について現地調査を実施したところ、一見してどこが史跡等か判然としない事例もみられた【参考2】。

史跡等の種類や地方公共団体の状況に応じ、活用する方法については差が生じるものの、多額の公費を投入する以上、事前に公有化後の活用方策は検討されるべきであり、そうした検討が不十分な公有化事業を補助することは適当ではない。

【図2】史跡等の活用状況（n=233）



- ・活用のため整備中
- ・既に検討を始めている 等

【参考2】一見してどこが史跡等か判然としない例



【表1】他の文化財との連携状況（n=135）

周辺の他の文化財の有無		
あり（120件）		なし
連携している	連携していない	15件
100件	20件	

④今後の改善点・検討の方向性

1. 史跡等の活用について

(1) 史跡等の活用状況について

文化庁は、公有化後の活用方策の策定を補助要件として義務化し、補助金の交付決定にあたり、活用方策が十分に検討されていない史跡等については、緊急保全として取得する場合を除き、補助対象から除外するよう、制度内容を見直すべき。

(2) 史跡等の活用方策について

文化庁は、公有化後に史跡等を活用していない地方公共団体に対し、他の文化財との連携した活用や、VR等を用いた活用等、史跡等の有効活用事例の横展開を実施するなど、より史跡等が活用されるよう、指導・助言を行うべき。

【参考3】VR等を活用している事例



総 括 調 査 票

調査事業名 (13) 史跡等買上

②調査の視点

2. 史跡等の管理について

地方公共団体は、公有化した史跡等について、史跡等の所有者として管理義務があるが、適切な管理を実施しているか。

③調査結果及びその分析

2. 史跡等の管理について

(1) 史跡等の管理状況について

本件調査において、そもそも管理業務を実施していないという回答が3件あったほか、管理業務を実施している地方公共団体（221件）の管理業務の頻度をみると、【図3】のとおり、年12回以上実施している地方公共団体がある一方で、年1回にとどまっている地方公共団体もあるなど、管理業務の頻度にバラツキがみられた。

適切な管理頻度は、史跡等の種別、立地などにより異なるものの、少なくとも、地元住民等から草刈り等の管理に関する苦情を受けている事例が相当数みられていることから、適切な管理が行われているとは言い難い史跡等が存在している。

こうした事例について、地方公共団体からは、公有化時に管理費を含めた管理方針について十分に検討を行っていないことなどが理由として挙げられている。しかしながら、80%という高い補助率は、公有化後の管理・整備の負担が重いことを含め設定していることから、公有化後の管理方針が策定されていることを補助の要件とし、また、補助事業終了後に管理方針に従った管理ができていない場合は、補助金の交付決定を取り消すべきである。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 史跡等の管理について

(1) 史跡等の管理状況について

文化庁は、公有化後の管理方針の策定を補助要件として義務化し、補助金の交付決定にあたり、管理方針が定まっていない史跡等については、補助対象から除外するよう、制度内容を見直すべき。

また、文化庁は、補助事業終了後、一定期間管理状況のフォローアップを行い、管理方針に従った管理ができていない地方公共団体については、改善を指導し、それでもなお、改善が見られないと判断される場合は、補助金の交付決定を取り消すなど、制度内容を見直すべき。

(2) 史跡等の保全に関する注意喚起について

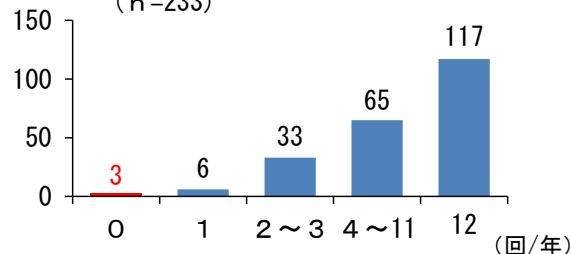
本件調査において、24%（55件）の史跡等について、適切な保全のための注意喚起を行っていないと回答があった【図4】。一部の史跡等については、花火やボール遊び等での利用や、公有地に所有者不明の物品が放置されているなど、史跡等の保全に支障をきたすおそれがある事例も確認された【参考4】。

史跡等であることの明示や、保全に関する注意喚起は、史跡等を適切に保存するための最低限の措置であり、確実に実施される必要がある。

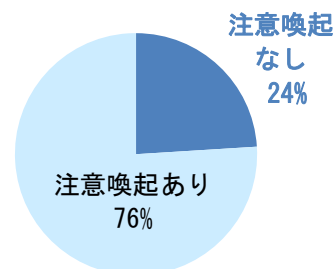
(2) 史跡等の保全に関する注意喚起について

地方公共団体は、史跡等の適切な保全を図るため、来訪者への注意喚起を徹底すべきであり、文化庁は、地方公共団体の実施状況を定期的にフォローアップすべき。

【図3】史跡等の管理状況（点検等頻度）
（n=233）



【図4】史跡等の保全に関する
注意喚起の状況（n=233）



【参考4】史跡等の管理状況の例
（所有者不明のビニールハウスが放置）



（注）管理業務の具体的な内容は「巡視点検」、「除草・剪定」、「清掃」等。233件うち9件は、「雑草の繁茂期等、随時実施」等との回答で除外。